

尾張旭市消防業務検討委託業務
仕様書

尾張旭市消防本部消防総務課

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、尾張旭市（以下「発注者」という。）が受託者に委託する「尾張旭市消防業務検討委託業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

(目的)

第2条 少子高齢化や災害の多様化、大規模災害などの消防行政を取り巻く様々な環境変化やニーズを踏まえ、尾張旭市消防本部が抱える現状の課題を精査分析し、将来の消防行政のあり方やサービス水準の向上に向け、今後の消防行政の方針を検証する必要がある。本業務は、消防行政に関連する現状データの分析や将来予測、他自消防本部の事例把握等、今後の方針を検証する上で必要となる情報の収集、整理、分析及び検討を行うことを目的とする。

(法令等の遵守)

第3条 本業務にあたっては、本仕様書によるほか、次の関係法令等に準拠して行うものとする。

- (1) 尾張旭市個人情報保護条例
- (2) 尾張旭市契約規則
- (3) 尾張旭市の諸規則
- (4) その他関係法令並びに規程等

(疑義)

第4条 受注者は、本業務の実施にあたり、本仕様書、設計書及びその他に疑義が生じた場合は、発注者と受注者において速やかに協議の上、受注者はその指示に従いに本業務を行うものとする。

(業務実施計画書)

第5条 受注者は、本業務の実施にあたり業務実施計画を立案し、その計画に沿って発注者と十分な打ち合わせを行い、業務内容を十分に理解した後、業務に着手するものとする。

(関係官公署との折衝等)

第6条 受注者は、本業務遂行のために関係者または関係官公署との折衝・手続きが必要な場合は、直ちに発注者と協議のうえ、発注者を代理して折衝・手続きを行うものとする。

(提出書類等)

第7条 受注者は、契約締結後、速やかに次に掲げる書類を発注者に提出し、承認を受けるものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 作業工程表
- (3) 業務計画書
- (4) その他発注者が必要と認める書類

(作業経過の報告等)

第8条 本業務実施期間中、受注者は適正な業務を遂行するため、発注者が報告を求めた場合は速やかに報告するものとする。

(貸与資料)

第9条 発注者は本業務に必要な以下の資料を受注者に必要最小限の期間貸与するものとする。
なお、受注者は貸与資料の保管管理及び取扱いには十分注意するとともに、資料の授受においては、借用書を提出するものとする。

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 救急件数予測資料 | 1式 |
| (2) 救急救命士のあり方に関する検討報告書 | 1式 |

- | | |
|------------------------|-----|
| (3) 救急車の適正配置資料 | 1 式 |
| (4) 車両更新計画 | 1 式 |
| (5) 消防職員採用計画（案） | 1 式 |
| (6) 定員適正化計画 | 1 式 |
| (7) 消防庁舎整備基本方針 | 1 式 |
| (8) 消防庁舎施設設備現況調査結果 | 1 式 |
| (9) 救急・消防出動に関する位置情報データ | 1 式 |

（守秘義務）

第 10 条 受注者は、本業務を通じて知り得た事項を発注者に無断で他人に漏らしてはならない。
また、守秘義務を遵守することはもとより、公共事業という認識及び責務を果たすものとする。

（損害賠償）

第 11 条 受注者は、本業務実施中に生じた事故及び損害等について、一切の責任を負うものとし、その状況について発注者に速やかに報告しなければならない。

（書類の手続き）

第 12 条 受注者は、関係法令に基づく書類の手続きに関して発注者と協議のうえ、受注者の責任において申請するものとする。

（成果品の検査・納品）

第 13 条 本業務の成果が完成次第、受注者は速やかに、発注者へ完了届、納品書と併せ成果品を提出し、管理技術者立会いのうえ、発注者の成果品検査及び成果品検査承認を得た後、成果納品が完了するものとする。

（成果品の訂正）

第 14 条 受注者は、本業務完了後、不良な箇所が発見された場合は、受注者の責任と負担において直ちに訂正補充等の処置を行うものとする。

（成果品の帰属）

第 15 条 本業務における成果品については、全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の承認を受けずに複製や他に公表・貸与してはならない。

（バックアップの保管）

第 16 条 受注者は、本業務の成果品納入後に発注者の要請があった場合、保管書を発行の上、バックアップデータを保管するものとする。なお、保管期間及び場所、方法については発注者と協議の上で決定するものとする。

（業務概要）

第 17 条 本業務の業務概要は下記のとおりとする。

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 業務進行計画の作成 | 1 式 |
| (2) 基礎情報の収集整理 | 1 式 |
| (3) 救急車運用台数方向性検討 | 1 式 |
| (3) 消防車運用台数方向性検討 | 1 式 |
| (4) 消防職員数方向性検討 | 1 式 |
| (5) 消防拠点施設の方向性検討 | 1 式 |
| (6) 納入成果品の作成 | 1 式 |
| (7) 打合せ協議及び打合せ資料作成 | 1 式 |

第2章 業務内容

(業務進行計画の作成)

第18条 業務の目的及び内容を把握し、業務の実施方針及び業務工程等を検討し、業務計画書として取りまとめるものとする。

(基礎情報の収集整理)

第19条 下記の項目のとおり、本市の消防を取り巻く環境について、約20年後までの変化を予測し、現状の消防力を整理する。

- (1) 人口、世帯数等
管轄区域内の人口、世帯数等の推移等、社会的状況について整理する。
- (2) 現有の消防力
現有の消防本部の人員の配置、保有する車両・資機材について整理する。また、消防力の整備指針に定める消防職員の総数を整理する。

(今後の消防業務の方向性の検討及び整理)

第20条 今後の消防業務の方向性を検討するため、尾張旭市内における災害発生状況等の基礎データを基に消防需要把握のための災害発生状況のデータを活用するシステムを構築し、これを基にして定量的かつ客観的消防力評価を行い、管轄内全域の消防需要結果を明らかにする。また、前条の整理結果等を基に、今後の消防行政サービスの維持向上に向けた消防力（消防車両及び消防職員並びに消防署所等）の適切な確保について、下記のとおり整理及び検討する。

- (1) 救急車運用台数について
救急需要に対応していくための客観的考え方を整理し、救急業務の現状の把握及び将来の救急需要を予測した上で、本市の救急車運用台数の方向性を検討する。
- (2) 消防車運用台数について
消防車両の充足状況について、客観的考え方を整理及び現状の消防力についての定量的把握及び将来の消防需要を予測した上で、消防車両の効率的運用を検討し、消防車両の運用台数の方向性を検討する。
- (3) 消防職員数について
消防職員の充足状況について、客観的考え方を整理し、再任用制度や勤務体制及び消防職員と消防車両の効率的運用等を検討し、消防職員の業務体制及び職員数の方向性を検討する。
- (4) 消防拠点施設について
社会情勢を踏まえ、あるべき消防庁舎の考え方を整理し、現状の消防庁舎の課題を把握した上で、将来の消防業務の体制を踏まえ、消防拠点施設の必要機能や規模等を検討する。
- (5) その他
前各号に関連して、今後の消防業務の方向性について、課題となる事案がある場合は、整理を行う。

(納入成果品の作成)

第21条 前3条の分析結果と、発注者にて検討した内容を「消防業務検討資料」としてA4版・40ページ程度に取りまとめることとする。また、A4版・4ページ程度で概要版を作成するものとする。なお、概要版の作成にあたっては抜粋等による手法にて作成し、新たな説明資料の作成は行わないこととする。

(打合せ協議及び打合せ資料作成)

第22条 受注者は、本業務の実施期間中において、発注者と緊密な連絡を保ち、業務を遂行しな

ければならない。また、打合せ事項についてその都度、業務打合せ協議簿を発注者に提出し承認を得るものとする。なお、受注者は消防本部内での検討会や市役所関係課との情報共有会には原則参加しないこととするが、協議に必要な資料の作成支援を行うこととする。

第3章 成 果 品

(成果品)

第23条 本業務の成果品は下記のとおりとし、納入成果品届とともに納品する。

- | | |
|--------------------------------|----|
| (1) 消防業務検討資料 (A4版・40ページ程度・紙媒体) | 2部 |
| (2) 概要版 (A4版・4ページ程度・紙媒体) | 2部 |
| (3) その他、業務において作成した資料等 | 1式 |
| (4) 上記を保存した電子納品 (CD-R・DVD-R) | 1式 |

(納期)

第24条 本業務成果の提出日及び納入場所は下記のとおりとする。

- (1) 納 期 令和 2年 3月 27日 (金)
- (2) 納入場所 尾張旭市役所 消防本部 消防総務課